

平成30年 No.36

○東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程

改正理由

財団法人私学研修福祉会，財団法人専修学校教育振興会及び独立行政法人教員研修センターの名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年12月17日 教育実践研究推進本部会議 審議・承認

財団法人私学研修福祉会，財団法人専修学校教育振興会及び独立行政法人教員研修センターの名称変更に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理する。

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年12月18日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第26号

東京学芸大学研究員受入規程の一部を改正する規程

東京学芸大学研究員受入規程（平成9年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学研究員受入規程の一部改正について

改正理由：財団法人私学研修福祉会、財団法人専修学校教育振興会及び独立行政法人教員研修センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において、「研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1)・(2) 〔省略〕 (3) <u>教職員支援機講研修員</u> 私立学校、専修学校、公立高等専門学校又は公立大学等の教員を、<u>教職員支援機講研修員</u>として受け入れるもの (4)～(6) 〔省略〕 2 この規程において、「派遣機関の長」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 〔省略〕 (2) 私学等研修員にあつては、<u>一般財団法人私学研修福祉会</u>、私立学校、<u>一般財団法人職業教育・キャリア教育財団</u>、公立高等専門学校又は公立大学の長 (3) <u>教職員支援機講研修員</u>にあつては、<u>独立行政法人教職員支援機講</u>の長 (4) 〔省略〕 〔省略〕 (研究期間) 第4条 研究員の研究期間は、別表1の定めるところによる。ただし、特別研究員の研究期間は、当該募集要項の定めるところによる。 (申請) 第5条 〔省略〕 2 私学等研修員及び<u>教職員支援機講研修員</u>に係る派遣機関の長は、別紙様式1の調書を添えて、研究員の受入れの承認について、学長に申請するものとする。 3～5 〔省略〕 〔省略〕 (研究料等) 第8条 研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員、<u>教職員支援機講研修員</u>及び受託研究員の研究料は、消費税相当額を含む。）は、別表2の定めるところによる。	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において、「研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1)・(2) 〔省略〕 (3) <u>教員研修センター研修員</u> 私立学校、専修学校、公立高等専門学校又は公立大学等の教員を、<u>教員研修センター研修員</u>として受け入れるもの (4)～(6) 〔省略〕 2 この規程において、「派遣機関の長」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 〔省略〕 (2) 私学等研修員にあつては、<u>財団法人私学研修福祉会</u>、私立学校、<u>財団法人専修学校教育振興会</u>、公立高等専門学校又は公立大学の長 (3) <u>教員研修センター研修員</u>にあつては、<u>独立行政法人教員研修センター</u>の長 (4) 〔省略〕 〔省略〕 (研究期間) 第4条 研究員の研究期間は、別表1の定めるところによる。ただし、特別研究員の研究期間は、当該募集要項の定めるところによる。 (申請) 第5条 〔省略〕 2 私学等研修員及び<u>教員研修センター研修員</u>に係る派遣機関の長は、別紙様式1の調書を添えて、研究員の受入れの承認について、学長に申請するものとする。 3～5 〔省略〕 〔省略〕 (研究料等) 第8条 研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員、<u>教員研修センター研修員</u>及び受託研究員の研究料は、消費税相当額を含む。）は、別表2の定めるところによる。

2 内地研究員、私学等研修員、教職員支援機講研修員及び受託研究員の研究料は、受入れ承認をした後、派遣の全期間分を直ちに徴収するものとする。

3・4 〔省略〕

〔省略〕

（研究費）

第10条 研究費は、別表3の定めるところにより、受入教員に配分する。ただし、内地研究員にあつては、内地研究員の研究費として配分する。

〔省略〕

別表1 研究期間

区 分	研 究 期 間
〔省略〕	
私学等研修員 <u>教職員支援機講研修員</u>	4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合にはその期間内において、研究期間を6月又は3月に短縮することができる。
〔省略〕	

別表2 研究料

区 分	研 究 料
〔省略〕	
<u>教職員支援機講研修員</u>	実験系 3月 29,160 円
	非実験系 3月 16,920 円
〔省略〕	

別表3 研究費

区 分	研 究 費
〔省略〕	
<u>教職員支援機講研修員</u>	実験系 3月 24,300 円
	非実験系 3月 14,100 円
〔省略〕	

附 則

この規程は、平成30年12月18日から施行し、財団法人私学研修福祉会及び財団法人

2 内地研究員、私学等研修員、教員研修センター研修員及び受託研究員の研究料は、受入れ承認をした後、派遣の全期間分を直ちに徴収するものとする。

3・4 〔省略〕

〔省略〕

（研究費）

第10条 研究費は、別表3の定めるところにより、受入教員に配分する。ただし、内地研究員にあつては、内地研究員の研究費として配分する。

〔省略〕

別表1 研究期間

区 分	研 究 期 間
〔省略〕	
私学等研修員 <u>教員研修センター研修員</u>	4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合にはその期間内において、研究期間を6月又は3月に短縮することができる。
〔省略〕	

別表2 研究料

区 分	研 究 料
〔省略〕	
<u>教員研修センター研修員</u>	実験系 3月 29,160 円
	非実験系 3月 16,920 円
〔省略〕	

別表3 研究費

区 分	研 究 費
〔省略〕	
<u>教員研修センター研修員</u>	実験系 3月 24,300 円
	非実験系 3月 14,100 円
〔省略〕	

専修学校教育振興会の名称変更に係る改正は平成24年4月1日から適用し、独立行政
法人教員研修センターの名称変更に係る改正は平成29年4月1日から適用する。